

農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」 を踏まえた体制整備状況等に関する調査結果について

平成29年3月

農林水産技術会議事務局研究企画課

1 調査目的

本調査は、農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付18農会第1147号、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）第5章第1の1に基づき、研究活動を行っている農林水産省の施設等機関及び農林水産省所管の国立研究開発法人等における、ガイドラインを踏まえた体制整備等の履行状況を把握するとともに、他の研究機関における今後の取組の参考となる事例等を共有することにより、研究機関における公正な研究活動の推進に資することを目的とする。

2 調査対象機関

研究活動を行っている農林水産省の施設等機関4機関及び農林水産省所管の国立研究開発法人4法人（以下、「研究機関」という。）。

3 調査方法・調査項目

調査対象機関に対して調査票を送付し、回答を回収した。

(1) 研究活動における不正行為への対応及び未然防止のための取組

研究活動における不正行為への対応に係る体制の整備、研究倫理意識の醸成に向けた取組、一定期間の研究データの保存・開示に関する取組

(2) 研究活動における特定不正行為への対応

研究機関における体制・規程の整備及び公表に関する事項、告発の受付及び取扱いに関する事項、告発者・被告発者の取扱いに関する事項、特定不正行為の告発に係る事案の調査に関する事項、告発者及び被告発者に対する措置に関する事項

4 調査結果

別紙のとおり。

5 調査結果を踏まえた対応

調査の結果、対応が不十分な事項については、所管課から各研究機関に対し、指導・助言を行うとともに、履行状況について定期的に確認を行う。

調査結果の概要

1. 研究活動における不正行為への対応及び未然防止のための取組について

(1) 研究活動における不正行為への対応に係る体制の整備について

<整備したこと>

- 研究機関Aでは、総括研究管理責任者(理事)を置き、特定不正行為の調査に関する事務を行うこととした。また、研究管理責任者(部門長等)を置き、特定不正行為の告発の受付及び不正行為の相談に関する事務を行うこととした。
- 研究機関Bでは、不正行為の発生防止及び不正行為が発生した場合に適切に対応するため、平成19年度に理事を委員長とする研究倫理委員会を設置した。また、研究倫理を含むコンプライアンス管理、安全管理、検収の業務を強化するため、平成28年度にリスク管理室を新設するとともに、リスク管理室長を研究倫理委員会の構成員とした。
- 研究機関Cでは、特定不正行為への対応及び未然防止に向け、理事長を最高責任者とする対応体制を整備した。不正の告発に対しては理事(研究担当)が、未然防止に向けた教育についてはコンプライアンス推進室長(総括審議役)がそれぞれの責任者として対応する体制とした。

(2) 研究倫理意識の醸成に向けた取組について

① 研究倫理教育について取り組んでいること

<取り組んでいること>

- 研究機関Aでは、研究倫理教育責任者を置いて研究倫理教育を実施した。倫理教育対象者は、役員、研究職員、研究に従事している契約職員及び一般職員(企画調整担当)とし、2種類のe-learningシステム(日本学術振興会及びCITI Japanプロジェクト(文部科学省の大学間連携共同教育推進事業)が作成・提供しているe-learningシステム)を利用して実施した。また、研究倫理教育責任者は履修状況、理解度についてもe-learningシステム上で確認した。
- 研究機関Bでは、日本学術振興会の研究倫理e-learning(日本語版)の受講を義務づけることとした(外国人研究者に関しては、CITI Japanプロジェクトの英語版e-learningを実施。)。受講状況は、リスク管理室においてe-learningシステム上で確認した。

○研究機関Cでは、コンプライアンス推進室長を研究倫理教育の推進管理責任者とし、CITI Japanプロジェクトのe-learningシステム等を用いて倫理教育を全研究職員及び研修生等を対象に毎年度実施するとともに、日本学術振興会等から外部講師を招いて全研究職員を対象とした研修会を随時実施した。加えて、剽窃検知オンラインツール(アシストマイクロ(株)が提供)を導入し、論文等を投稿する前に、その論文等の他の論文との類似性を自主的にチェックできる体制を整備した。

②研究倫理教育以外に自主的に取り組んでいること

<取り組んでいること>

○研究機関Aでは、研究者行動規範、研究倫理、社会規範等を取り入れた『コンプライアンスの手引き書』(平成19年策定)に、ガイドラインの改定を踏まえて特定不正行為の定義、研究データ、研究資料の保存期間について追加(平成27年11月)し、役職員に周知している。

<取り組む予定としていること>

○研究機関Aでは、平成29年1月に策定したビジョンステートメントを職員に浸透させることにより研究倫理意識の醸成を図るとともに、役員や部門長等から、講話等の機会を利用して研究倫理意識についての発信を行う。

(3)一定期間の研究データの保存・開示について

<機関内の規程において義務付けていること>

○研究機関Aでは、研究の過程が客観的で検証可能な形で記録された実験ノート、電子データ等の記録媒体を研究記録として定義し、保存期間を作成後10年間、成果として公表した場合は公表時よりさらに10年間と定めた。部門長等が指名した研究成果等管理者(研究領域長等)は研究記録の作成状況及び保存状況について定期的に確認し、部門長等に報告することとした。

○研究機関Bでは、保存場所、保存期間、保存中の研究データ等へのアクセス権限を明確化するとともに、保存状況の記録と管理責任者(領域長等)への報告、開示、異動・退職時の対応を義務付けた。

○研究機関Dでは、各職員が研究データ(①文書、数値データ、画像等、②実験試料、標本等、③装置)を一定期間保存することを定めた(①については10年間、②・③については5年間)。また、職員が異動・退職した場合には、当該職員が在籍していた領域の長が責任者となり、保管又は追跡可能としておくことを義務付けた。

<取り組んでいること>

- 研究機関Aでは、研究領域長等が研究成果等管理者となることにより、研究者等に研究記録の作成を行うよう周知を行うとともに、作成状況及び保存状況を確実に確認できる体制を整え、実効的な運用を図っている。
- 研究機関Bでは、研究者等は、保存する研究データ等を様式にとりまとめ、管理責任者へ毎年1回報告することとし、実効的な運用を確保している。
- 研究機関Cでは、CITI Japanプロジェクトのe-learningシステムの受講や外部講師を招いた倫理研修により、研究職員等に対して実験・観察ノート等の保存の重要性等に対する理解を深めている。

2. 研究活動における特定不正行為への対応について

※調査対象(n=8):施設等機関4機関及び所管する国立研究開発法人4法人

| 設問内容 | | 実施している | 平成29年度末までに実施予定 | 実施する予定がない |
|----------------------------|--|--------|----------------|-----------|
| 研究機関における体制・規程の整備及び公表に関する事項 | 特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程を整備していますか。(ガイドライン第3章第2) | 6 | 2 | 0 |
| | 規程を機関内外に公表していますか。(ガイドライン第3章第2) | 6 | 2 | 0 |
| 告発の受付に関する事項 | 特定不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)を設置していますか。(ガイドライン第3章第3の1の①) | 6 | 2 | 0 |
| | 受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法を規程等で定めていますか。(ガイドライン第3章第3の1の②) | 6 | 2 | 0 |
| | 受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法について、貴機関内外に周知していますか。(ガイドライン第3章第3の1の②) | 6 | 2 | 0 |
| | 告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整備していますか。(ガイドライン第3章第3の1の③) | 6 | 2 | 0 |
| | 相談や告発の受付や調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにしていますか。(ガイドライン第3章第3の1の④) | 6 | 2 | 0 |
| | 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者(例えば理事等適切な地位にあるもの)を指定していますか。(ガイドライン第3章第3の1の⑤) | 6 | 2 | 0 |
| | 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規定していますか。(ガイドライン第3章第2及び第3の1の⑤) | 6 | 2 | 0 |
| 告発の取扱いに関する事項 | 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付けることを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の2の②) | 6 | 2 | 0 |
| | 匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いができることを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の2の③) | 6 | 2 | 0 |
| | 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合に、告発者に受け付けたことを通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の2の⑤) | 6 | 2 | 0 |
| | 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、当該特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の2の⑥) | 6 | 2 | 0 |
| | 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを、当該特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関が確認した場合、当該研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の2の⑦) | 6 | 2 | 0 |
| | 告発の意志を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意志があるか否か確認することを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の2の⑧) | 6 | 2 | 0 |
| | 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという相談や告発については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被告発者に警告を行うことを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の2の⑨) | 6 | 2 | 0 |

| | 設問内容 | 実施している | 平成29年度末までに実施予定 | 実施する予定がない |
|--|---|--------|----------------|-----------|
| 告発者・被告発者の取扱いに関する事項 | 受付窓口寄せられた相談や告発の相談者、告発者、被告発者、相談・告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の3の①、②) | 6 | 2 | 0 |
| | 悪意に基づく告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分等があり得ることなどを定め、貴機関内外に周知していますか。(ガイドライン第3章第3の3の④) | 6 | 2 | 0 |
| | 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしないことを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の3の⑤) | 6 | 2 | 0 |
| | 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したりしないことや、被告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしないことを規定していますか。(ガイドライン第3章第3の3の⑥) | 6 | 2 | 0 |
| 特定不正行為の告発に係る事案の調査に関する事項 (その1) | 自機関が調査を行う機関(以下「調査機関」という。)に該当する場合は、告発を受け付けた後速やかに、予備調査を行うことを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(1)の①) | 6 | 2 | 0 |
| | 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合について規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(1)の②) | 6 | 2 | 0 |
| | 告発を受けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(1)の③) | 6 | 2 | 0 |
| | 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者及び配分機関(研究機関が農林水産省の施設等機関の場合は本省所管課。以下同じ。)に通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(1)の④) | 5 | 3 | 0 |
| | 本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の①の(ア)) | 6 | 2 | 0 |
| | 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関にその旨報告することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の①の(イ)) | 6 | 2 | 0 |
| | 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の①の(ウ)) | 6 | 2 | 0 |
| | 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の②の(ア)) | 6 | 2 | 0 |
| | 全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の②の(ア)) | 6 | 2 | 0 |
| | 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すことを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の②の(イ)) | 6 | 2 | 0 |
| | 告発者及び被告発者から、調査委員に関する異議申立を受け付けること及び異議申立を受け付ける期間について規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の②の(イ)) | 6 | 2 | 0 |
| | 異議申立てがあった場合、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の②の(イ)) | 6 | 2 | 0 |
| | 本調査に当たり、被告発者の弁明の聴取を行うことを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の③の(ア)) | 6 | 2 | 0 |
| | 調査の対象には、告発された事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができることを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の④) | 6 | 2 | 0 |
| | 本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の⑤) | 6 | 2 | 0 |
| | 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の⑥) | 6 | 2 | 0 |
| 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の2の(2)の⑦) | 6 | 2 | 0 | |

| 設問内容 | | 実施している | 平成29年度末までに実施予定 | 実施する予定がない |
|---|---|--------|----------------|-----------|
| 特定不正行為の 告発に係る事案の 調査に関する事項 (その2) | 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(1)の①) | 6 | 2 | 0 |
| | 調査委員会が、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(1)の①) | 6 | 2 | 0 |
| | 告発が悪意に基づくものであることの認定を行うに当たり、告発者に弁明の機会を与えることを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(1)の②) | 6 | 2 | 0 |
| | 特定不正行為か否かの認定に当たっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(3)) | 6 | 2 | 0 |
| | 調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者に通知すること及び被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(4)の①) | 6 | 2 | 0 |
| | 調査結果を、その事案に係る配分機関に報告することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(4)の②) | 6 | 2 | 0 |
| | 特定不正行為と認定された被告発者からの不服申立を受け付けること及び不服申立を受け付ける期間について規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の①) | 6 | 2 | 0 |
| | 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者からの不服申立を受け付けること及び不服申立を受け付ける期間について規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の②) | 6 | 2 | 0 |
| | 不服申立ての審査は調査委員会が行うこと、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の③) | 6 | 2 | 0 |
| | 被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てを受け付けたとき、不服申立の却下及び再調査開始の決定をしたときは、告発者及び配分機関に通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の⑤) | 6 | 2 | 0 |
| | 被告発者からの特定不正行為の認定に係る不服申立てを受けて行った再調査の結果について、被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の⑥) | 6 | 2 | 0 |
| | 前問の不服申立てに係る再調査の期間の目安を規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の⑥) | 6 | 2 | 0 |
| | 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申立てがあった場合、告発者が所属する機関、被告発者及び配分機関に通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の⑦) | 6 | 2 | 0 |
| | 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申立てに係る再調査の結果を、告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の⑧) | 6 | 2 | 0 |
| | 前問の不服申立てに係る再調査の期間の目安を規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(5)の⑧) | 6 | 2 | 0 |
| 特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表すること及び公表する内容を規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(7)の①) | 6 | 2 | 0 | |
| 特定不正行為がなかった場合であっても、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合には、調査結果を公表することを規定していますか。(ガイドライン第3章第4の3の(7)の②) | 6 | 2 | 0 | |
| 告発者及び被告 発者に対する措置 に関する事項 | 特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、直ちに当該研究資金の使用中止を命ずることとしていますか。(ガイドライン第3章第5の2の(1)) | 6 | 2 | 0 |
| | 特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告することとしていますか。(ガイドライン第3章第5の2の(2)) | 6 | 2 | 0 |
| | 告発者が貴機関に属するものであって、告発が悪意に基づくものと認定された場合、当該告発者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行うこととしていますか。(ガイドライン第3章第5の3の④) | 6 | 2 | 0 |